

一般競争入札の実施(公告)

図書等梱包作業及び配送単価契約について一般競争入札(以下「入札」という。)に付するので、次のとおり公告する。

令和元年8月28日

長崎県立長崎図書館長 渡邊 斉志

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 図書等梱包作業及び配送単価契約
- (2) 契約内容 入札説明書添付の仕様書による
- (3) 契約期間 令和元年10月1日から令和2年3月31日まで
- (4) 履行場所 長崎県立長崎図書館(ミライ on 図書館) 大村市東本町481番地

2 競争入札の参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の4第1項各号いずれかにも該当しない者であること。なお、非補助人、非保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同項第1号に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が認める期間を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 梱包作業及び配送単価契約に関する令和元年8月28日付けの一般競争入札の参加者の資格等に示した入札の参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。
- (4) この公告の日から入札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (5) この公告の日から入札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (6) 令和元年10月1日より当該業務の「仕様書」の内容を契約に基づき、確実に履行できる者で、当該業務の「仕様書」の内容の全部又はその大部分を一括して第三者に委任、又は請け負わせることなく履行できる者であること。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

入札を希望する者は、本業務にかかる競争入札の参加者の資格等(告示)に定める審査申請書に必要事項を記載のうえ、次の提出場所へ提出すること。

(1) 申請の時期

この公告の日から令和元年9月10日(火曜日)17時00分までの間(県の休日を除く。)とする。

(2) 申請書等の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ

(住所) 〒856-0831 大村市東本町481番地

(名称) 長崎県立長崎図書館(総務課)

(電話) 0957-48-7701

4 入札の方法等

- (1) 入札者が入札書に記載する金額は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税抜き価格相当額(単価)、入札書様式に記載されている件名ごとの数量を予定数量とした場合の金額(各入札単価にそれぞれの予定数量を乗じて得た額)及び入札総価格(各入札単価にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額。以下同じ。)とする。

なお、当該消費税相当額は、当該代金請求時に加算すること。(当該金額に1円未満の端数があるときは切り捨てる。)

- (2) 電送及び郵送による入札は認めない。
- (3) 代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要であること。
- (4) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、直ちに再度の入札を行う。
- (5) 入札執行回数は、3回を限度とする。3回までに決定しない場合は最低入札価格を入札した者との見積の協議を行う。

5 当該契約に関する事務を担当する機関の名称等

(住 所) 〒856-0831 大村市東本町 481 番地

(名 称) 長崎県立長崎図書館(総務課)

(電 話) 0957-48-7701

6 契約条項を示す場所

5の機関とする。

7 入札説明書の交付方法

入札に参加するために必要な関係書類、その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

(交付期間) この公告の日から令和元年9月5日(木曜日)17時00分までの間(県の休日を除く。)とする。

(交付場所) 5の機関において配布する。なお、ミライ on 図書館ホームページから入手することもできる。

8 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語並びに通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札の日時及び場所

(日 時) 令和元年9月18日(水曜日)10時00分開始

(場 所) ミライ on 図書館 2階 会議室

入札開催当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開催を延期することもあるので、事前に5の機関に確認すること。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もった契約希望金額(入札総価格(消費税及び地方消費税を含む))の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(契約希望金額(入札総価格(消費税及び地方消費税を含む))の100分の5以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約と同種、同規模以上の契約を2回以上締結し、それを証明するもの(契約書の写し等)を2件以上提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額(入札総価格(消費税及び地方消費税を含む))の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約と同種、同規模以上の契約の履行完了の実績が2件以上あり、それを証明するもの(履行証明書)を2件以上提出した場合。なお、「同規模以上」の契約については、契約金額を次の3段階に区分し判断すること

①3,000 万円以上

②3,000 万円未満 1,000 万円以上

③1,000 万円未満

11 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状(委任者の届出済の印鑑を押印したものに限る。)の提出が必要である。適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

12 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(7)までにより無効となった者は、再度の入札にかかわることはできない。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(3) 入札者が連合して入札をしたとき。

(4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

(6) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(7) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(8) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。

(9) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

(10) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき(入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。)等、入札者の意思表示が確認できないとき。

(11) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が確認できないとき。

(12) 入札書の首標金額が訂正されているとき。

(13) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

13 落札者の決定方法

(1) すべての入札単価が、それぞれの予定価格の範囲内で入札をした者のうち、入札書記載の入札総価格が最低である者を契約の相手方とする。なお、最低制限価格は設定しない。

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者決定するものとする。この場合に当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

14 落札決定の取消

(1) 落札者が落札締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

(2) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関(WTO)協定の一部として、附属書4に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受けるものではない。
- (3) 本公告に定めのない事項については、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)及び長崎県財務規則(昭和39年長崎県規則第23号)の定めるところによる。
- (4) その他、詳細は入札説明書による。